

東村山市新販路開拓等応援プロジェクト補助金 募集要項

東村山市新販路開拓等応援プロジェクト補助金は、コロナ禍においても、市内又は市外へ店舗又は事務所等を構え、新たな販路の開拓にチャレンジしようとする中小企業者等（市内で創業する方も含む）を応援するため、出店等に係る費用の一部を支援する制度です。

新たな販路開拓にチャレンジしようとする意欲ある中小企業者等の方は、以下により応募ください。

◆ 募集期間

令和4年5月10日（火）から令和5年2月28日（火）まで

※予算額の上限に達した場合は上記期間に関わらず募集を締め切ります。

※実績報告の締切日は令和5年3月31日（金）です。

◆ 応募の対象となる事業者

共通事項については、①から⑩の全てに、個別事項については、①から③のいずれかに、該当することが必要です。

【共通事項】

- ① 中小企業者、小規模事業者、個人事業主等（以下「中小企業者等」という。）であること。
- ② 交付申請前に、事業計画書を作成の上、経営相談窓口「Bisport 東村山」において予め相談し、助言を受けること。
- ③ 事業を1年以上継続することが見込まれること。
- ④ 東村山市内で新たに店舗等を構える場合においては、当該店舗等が所在する地域の商店会に加入すること。但し、商店会が組織されていない地域においては、東村山市商工会に入会すること。
- ⑤ 市内の別の店舗等で既に事業等を営んでいる場合は、本事業活用後も、当該店舗等での事業等を継続すること。
- ⑥ 他の地方公共団体等からの助成金、補助金等を受けていない及び受ける予定がないこと。
- ⑦ 住民税の滞納がないこと。

- ⑧ 税務署長に開業届を提出していること。
- ⑨ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと。
- ⑩ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業でないこと。
- ⑪ その他市長が不相当と認める者でないこと。

【個別事項】

- ① 市内事業者が市内・市外に出店等を行うケース
主たる事務所その他これらに準ずるものの所在地が市内にある中小企業者等が、市内、もしくは市外で新たに店舗又は事務所等を構え事業を開始すること。
- ② 市外事業者が市内に出店等を行うケース
市外にある中小企業者等が、新たに東村山市内に店舗又は事務所等を構え事業を開始すること。
- ③ 創業予定者が市内に出店等を行うケース
創業予定者が市内で店舗又は事務所等を構え事業を開始すること。

◆ 補助対象経費

市内又は市外へ店舗・事務所等を構え、事業を開始するために要する下記の経費が対象経費となります。

- ① 店舗等の改修に要する経費
- ② 備品購入に要する経費（中古品を含む）
- ③ 店舗等を賃借する場合は、賃料及び敷金等を除くその賃借に要する経費（礼金、不動産仲介手数料等）
- ④ その他市長が必要と認める経費

※①から④は、交付決定後に行う必要があります。交付決定前に実施したものは、補助対象とはなりません。

◆ 補助の対象とならない経費

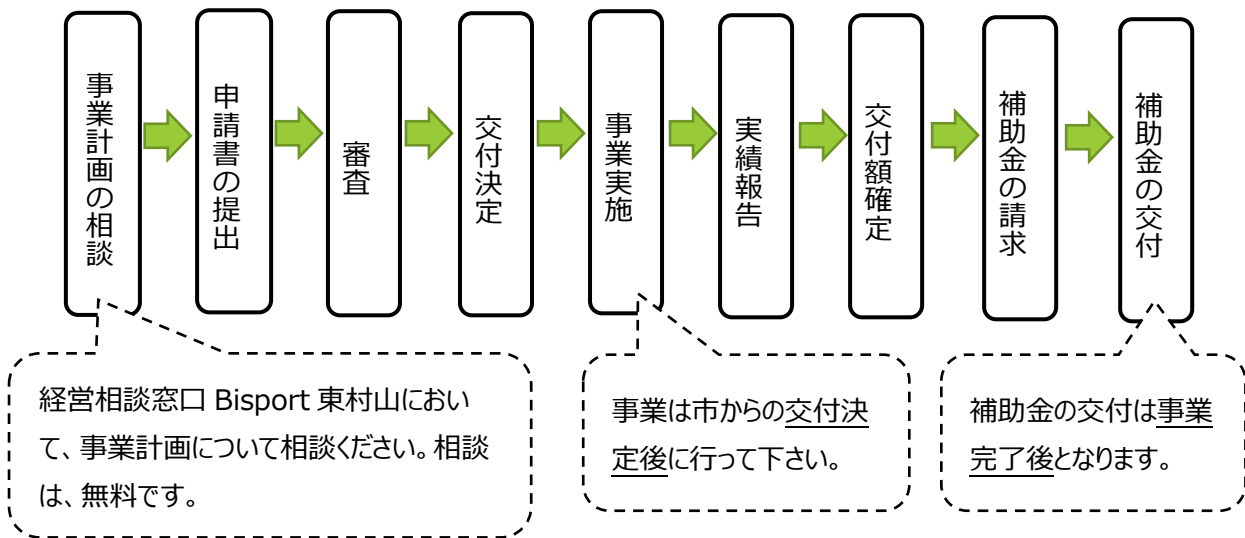
- ① リースなど所有権がないもの
- ② 消耗品にあたるもの
例：文房具、インクカートリッジ、用紙、USBメモリ、段ボール等
- ③ 実績報告の際に提出する、「経費を証する書類」に不備があるもの
- ④ クレジットカード払い等で、令和5年3月31日までに支払いが完了しないもの
例：令和5年3月にクレジットカード決済で購入した代金が令和5年4月に口座から引き落とされる場合は補助対象外
- ⑤ リボ払いで支払うもの
- ⑥ 金券・商品券・ポイント等で支払った経費
- ⑦ 個人間取引（オークション、フリマアプリ等）にて購入したもの
- ⑧ その他市が補助対象外と認める経費

◆ 補助内容

- ① 補助率 1/2以内
- ② 補助限度額 50万円

※千円未満切捨て、税抜価格に対する補助となります。

◆ 相談から補助金の交付までの流れ



1. 事業計画の相談

「Bisport 東村山」とは、経営上のあらゆる悩みに対し、経験豊富な専門相談員（中小企業診断士等）による「無料」の経営相談窓口です。電話（042-393-5111 内線：3202）又は電子申請にて、お申し込みください。



2. 申請書の提出

以下の書類をそろえて、直接産業振興課（北庁舎1階：平日8：30～17:00）にご提出ください。

- ① 東村山市新販路開拓等応援プロジェクト補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 申請者情報（別紙1）
- ③ 新たな店舗等の開設に伴う事業計画書及び収支予算書（別紙2・3）
- ④ 住民票（法人の場合は、登記簿謄本）
- ⑤ 住民税の納税証明書
 - ※個人事業主の方：市都民税の納税証明書（令和3年度のもの）
 - ※法人の方：法人市民税の納税証明書（直近の事業年度のもの）
- ⑥ 補助対象経費を証する書類（見積書等）
- ⑦ その他、事業に関する書類（あれば提出して下さい）

3. 審査

応募された事業に対する補助金交付の可否を決めるため審査を行います。また、必要がある場合には、ヒアリングを行うことがあります。

4. 交付決定

審査の結果、適正と認めるときは交付決定を行い、交付決定通知書により通知します。

事業は市の交付決定後に行ってください。

※交付決定額は、補助金の上限を示すものであり、事業完了後に実績報告の提出を受け、改めて補助金の額を確定します。

5. 実績報告

補助対象事業の終了後、速やかに以下の書類にて実績の報告をしていただきます。実績報告の締切日は令和5年3月31日（厳守）です。期限までに実績報告書を提出できない場合は、補助金のお支払いができません。

- ① 東村山市新販路開拓等応援プロジェクト補助金実績報告書（第3号様式）
- ② 東村山市内で新たに店舗等を構えた場合においては、当該店舗等が所在する地域の商店会又は、東村山市商工会に入会したことを証する書類
- ③ 店舗等を賃借する場合は、賃貸借契約書の写し
- ④ 補助対象経費を証する書類（領収書の写し）
 - ・店舗等の改修の場合：「領収書」、「振込が分かる書類（振込票、または該当部分の通帳の写し）」
 - ・機械、備品等の購入の場合：「領収書」、「振込が分かる書類（振込票、または該当部分の通帳の写し）」、「経費の内訳が分かる書類（納品書等）」※クレジットカードで支払った場合、上記に加え「クレジットカード利用明細書」を提出してください。
- ⑤ 実施内容がわかる写真（実施前・実施後）

6. 交付額確定

実績報告書等に基づき完了検査を行い、交付額を確定し、交付確定通知書により通知します。

※交付確定額は補助対象経費（税抜額）に2分の1を乗じた額（千円未満切捨て）と交付決定額を比較して低い方の額となります。

7. 補助金の請求及び交付

補助金の確定通知を受けた後、請求書（第5号様式）を提出してください。後日、指定された口座に補助金をお振込みします。

◆ その他

- ・この事業は、「東村山市新販路開拓等応援プロジェクト補助金の交付に関する規則」に基づいて実施します。詳しくは以下までお問い合わせ下さい。
- ・ご提出いただいた書類等をご返却いたしません。また、情報公開請求があった場合には、開示することがあります。

東村山市地域創生部産業振興課（東村山市役所 北庁舎 1 階）

189-8501 東村山市本町 1 - 2 - 3

TEL : 042 - 393 - 5111（内線）3202

【よくある質問（Q&A）】

○交付決定前に事業を開始しましたが、対象にならないのですか？

A. 対象になりません。交付決定後に事業着手していただきます。

○自己所有の自宅（マンションを含む）の一室を店舗又は事務所等として使用する場合は、対象となりますか？

A. 原則、対象となります。

○市内から市内の別の地域又は、市内から市外への移転は、対象となりますか？

A. 対象になりません。本事業活用後も、既存店舗等での事業を継続することが条件となります。

○東村山市内で創業することを予定しております。創業する際に、本事業を活用することは出来ますか？

A. 活用出来ます。

○交付決定前に不動産契約をした場合、礼金や不動産仲介手数料は補助対象となりますか。

A. 対象となります。ただし、礼金・仲介手数料の支払いは交付決定後に行う必要があります。